

令和 5 年 8 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 8 月 29 日 (火)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年8月29日(火)
午前9時00分開会 午前9時48分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第39号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第40号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
 - 議案第41号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
 - 議案第42号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第43号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第44号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第6号 現況証明について
 - 報告第7号 豊橋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員地区担当体制推進要領の改正について
 - 報告第8号 地域計画における目標地図(素案)作成のための農地利用意向調査アンケートの様式について
 - 報告第9号 国庫帰属申請された農地に係る照会に対する回答について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名

農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和5年8月総会を開会いたします。

水野会長、よろしく願いたします。

会長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長

出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、

議席番号3番 太田由美子委員、同4番 大竹孝夫委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10日の書類説明会、農業委員による現地調査、22日の審査会を経て、本日の総会まで

の間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。農地法第3条関係は、

番号1番の、豊川市に照会していた経営農地の利用状況について、8/25に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。説明会后に担当委員から指摘のあった申請地に置いてあったパレットについては、6月の大雨の際に近くの運送業者から流れ着いたと思われるものとのことで、運送業者へ返すとのことです。また雑草については9月末までに刈り農地に復元することを確認しています。

番号4番の、雑草が繁茂していた経営農地について、8/14に写真にて復元されたことを確認しました。

番号5～7番の、東広島市に照会していた経営農地の利用状況について、8/18に全部効率利用要件を満たしている旨の回答がありました。

そのほかについては変更、取下げ等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号3番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいいたします。

事務局

はい、議長。

転用関係につきましては、10日の説明会以降、取り下げ変更等はございません。

それではよろしくお願ひします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1 議案第36号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第36号、1ページから2ページをご覧ください。

番号1番から9番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませ

んでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第37号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第37号、3ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地等に係る営農条件の支障については、隣接地が農地以外である案件です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切り

ます。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 38 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 10 番の 10 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 38 号、4 ページから 5 ページをお願いします。

番号 1 番～10 番までの 10 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号 6 番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号 3 番～10 番です。隣接地が申請地所有者と同一である案件は番号 1 番・2 番です。

一時転用については、番号 9 番・10 番が該当し、営農型太陽光の案件で 10 年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 6 番については農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 39 号
「農地転用許可後の事業計画変更 承認願い について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 39 号、6 ページをお願いします。
番号 1 番については、電線撤去工事に伴う工事敷地を設置するため令和 4 年 11 月 2 日付けで許可を得ておりますが、許可取得後、工期の延長に伴い、1 か月許可の期間を延長するものです。
番号 1 番について造成の変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見込まれます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 40 号
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 15 番までの 15 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 課 はい、議長。
議案第 40 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、9 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一

部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別紙資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 6 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 15 件 29 筆 35,385 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願ひます。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 41 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 はい、議長。

課 議案第 41 号 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、7 月 19 日開催の農地銀行運営委員会におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、5 件 8 筆 5,610 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 42 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 42 号 7 ページをご覧ください。
議案第 42 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 5 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

- 議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
- 議 長 続きまして 同じく資料1 議案第43号
「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第43号 8ページから9ページをご覧ください。
議案第43号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあつての現況確認です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この8件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。
以上です。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 近藤委員 1番の案件について備考欄に「保全管理」の他に「遊休農地」と記載されているが、本来認められるものであるか。
- 事務局 この件につきましては、相続人の方には適正に管理してくださいと現場を見た後に何回か連絡させていただきましたが、期限までに間に合わなかったため税務署と相談したところ、とりあえず今の状況を報告していただき、その後は税務署が直接相続人と今後どうするのか尋ねることになりましたので、私共としては現場確認した現況通り「遊休農地」として報告させていただきました。
- 近藤委員 わかりました。
- 議 長 他に何かございませんか。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 44 号
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を議題といたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 はい、議長。
課 議案第 44 号について説明いたします。
今回の案件につきましては、8 月 10 日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、農業経営基盤強化促進法第 6 条において定めることができるとされているもので、この法律を、本市においてどのように運用するかの大枠を定めています。
また、愛知県も同法第 5 条に基づいて「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を定めておりますが、これに即した内容としなければならない旨も農業経営基盤強化促進法に定められています。
この基本方針が、令和 4 年 5 月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、地域計画の内容を反映した内容に本年度 4 月に改訂されましたことから、今回、本市基本構想も改訂する必要があるところがございます。
改定後の基本構想では、新たに「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が追加され、担い手や中心経営体など地域の中心的な経営主だけでなく、半農半 X や家庭菜園など専業農家でない者も対象としていく方針となりました。そのため、幅広い農家に対する経営基盤の強化の進めることになりました。
また、地域計画策定の法定化を受け、協議の場や区域の設定、農地中間管理上業を活用した集約方法などの策定に向けた詳細内容を新たに追記し、農地の集約化を推し進めることとなります。
以上が今回の基本構想の改定内容となりますが、本議案は、これについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条に基づき、農業委員会のご意見を伺うものでございます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
議長 これより採決に入ります。
議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。
事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 10ページをお願いします。
報告第1号の番号1番については、届出者は届出の農地の権利を遺贈により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。
次に11ページをお願いします。
報告第2号の番号1番から2番までの2件、及び12ページからの報告第3号の番号1番から15ページ28番までの28件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に16ページをお願いします。
報告第4号の番号1番から4番までの4件については、農地所有適格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。番号2番以外はすべて要件を満たしていることを確認しました。番号2番については、役員要件を満たしていませんが、議決権のない役員に議決権の一部を移すよう調整中であることを確認しました。
次に17ページをお願いします。
報告第5号の番号1番から19ページの19番までの19件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。
次に20ページをお願いします。
報告第6号の番号1番から2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は畑、番号2番は農業用施設でした。
続きまして報告第7号ですが、後ほど連絡事項の際に改めてお伝えさせて

いただきます。

報告第 8 号につきましても、本総会終了後に開催予定の会議の方で改めて説明させていただきます。

続きまして 21 ページ 報告第 9 号の番号 1 番の 1 件については、東海農政局からの国庫帰属申請された農地に係る照会です。法務省より東海農政局に依頼があり、農業委員会に照会がありました。担当農業委員、推進委員の現地調査の結果、遊休農地の状況になく、地域農業者への農地のあっせんの可能性有としました。本日付けで、事務局長名で回答します。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。
(午前 9 時 37 分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。
(午前 9 時 40 分再開)

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 9 時 48 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年8月29日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号3番 太田 由美子 委員)

議事録署名者
(議席番号4番 大竹 孝夫 委員)